

記載例

森林公园等施設内における無人航空機飛行行為届出書

令和3年1月18日

福岡県立四王寺県民の森所長 殿

申請者 住所 福岡県福岡市博多区〇〇

氏名 △△株式会社

代表取締役 □□ □□

福岡県立森林公园及び福岡県緑化センターにおける無人航空機の飛行に関するガイドラインに基づき、施設内における無人航空機飛行行為を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

国許可書等	<p>添付資料（該当するものに☑印をつける）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>航空法第132条ただし書きの許可又は同法第132条の2ただし書きの承認に係る申請書及び許可・承認書の写し</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（様式3） (国の承認を要しない場合)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>飛行経路図</p>
その他	<p>次の事項を厳守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。 ・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。 ・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。 ・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。 ・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。 ・不必要的低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。 ・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれららの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。 ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、速やかに指定管理者に報告すること。 ・施設内設備等を損傷した場合は、指定管理者の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償すること。 ・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。

※「国の許可・承認」とは、航空法第132条ただし書きの許可又は同法第132条の2ただし書きの承認を言います。